

1-3 消防用設備等の設置単位の判断基準

- 第1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。
- 第2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下同じ。）又は庇等により接続されている場合（接続計画を含む。以下同じ。）は原則として一棟であること。ただし、次の1から4のいずれかに該当する場合は、別棟として取扱ってさしつかえないものであること。（消防庁告示第7号（令和6年3月29日付け 以下「告示7号」という。）
- 1 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合
- (1) 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行の支障がない状態にあるものであること。
- (2) 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造等である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。（木造等：木材・プラスチックなどの可燃材料を使用しているもの）
- (3) 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6メートル、2階以上の階にあつては10mを超えるものであること。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、この限りでない。
- ア 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次のイにおいて同じ。）については、次の(ア)又は(イ)によること。
- (ア) 屋根及び外壁は耐火構造又は防火構造とすること。
- (イ) (ア)以外のものについては、耐火構造又は防火構造の塀（自立構造のもの）その他これらに類するもの又はスプリンクラー設備（閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備であるものに限る。以下同じ。）若しくはドレンチャー設備（防火設備であるものに限る。以下同じ。）で延焼防止上有効に防護されていること。
- イ アの外壁及び屋根には、開口部を有しないこと。ただし、面積の合計が4㎡以下の開口部で防火戸（防火設備であるものに限る。以下同じ。）が設けられている場合にあつては、この限りでない。
- ウ 渡り廊下については次の(ア)又は(イ)によること。
- (ア) 吹き抜け等の開放式で、かつ、建築物の両端の接続部に設けられた出入口には、防火戸が設けられていること。

- (イ) (ア)以外のものについては、次のAからCまでに適合するものであること。
- a 建基政令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。
 - b 建築物の両端の接続部に設けられた出入口部分の面積の合計は、いずれも4㎡以下であり、当該部分には防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。
 - c 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、スプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。
 - (a) 自然排煙用開口部については、その面積の合計が1㎡以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1m以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1m以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。
 - (b) 機械排煙設備にあつては、規則第30条の規定に基づき設置されていること。
- (4) 渡り廊下の長さは渡り廊下の幅員以上の長さとし、かつ、接続部に設ける防火戸が避難上有効に開放できる距離以上であること。(告示7号)
- (5) 規則第5条の3第2項第1号の規定中「渡り廊下等の壁等」及び同項第2号の規定中「渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等」(以下単に「渡り廊下等の壁等」という。)により区画され、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。また、渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として上記の渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。なお、上記原則によるほか、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権原者が異なる場合等においては、実情に応じた取扱いとしても差し支えないこと。
- (6) 壁等基準について ア 壁等基準第3第2号の規定中「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」については、渡り廊下が設けられて

いる防火対象物の部分相互間の距離であって、水平距離で測定するものであること。具体的には、次の図4から図6までの場合、Aの部分となること。また、1階と2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合には、2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合の取扱いとするものであること。

図4

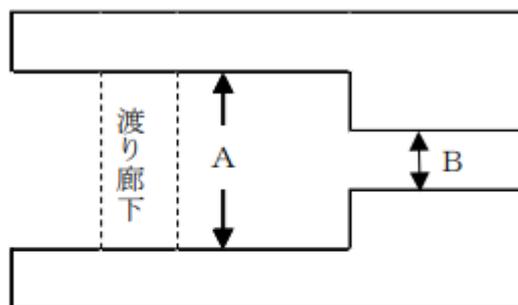


図5

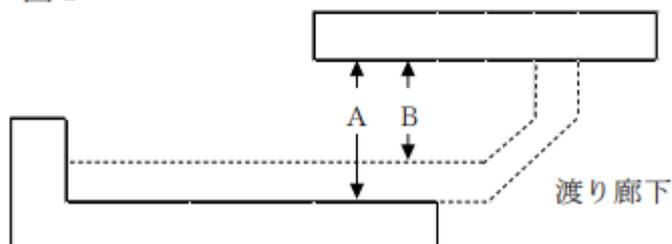
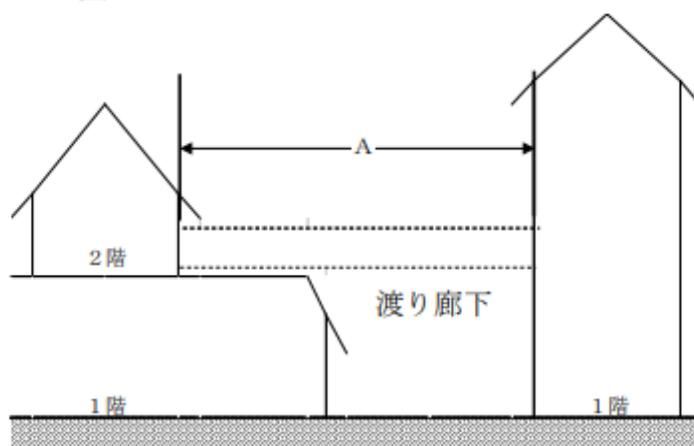


図6



2 建築物と建築物が地下連絡路で接続されている場合で、次の(1)又は(2)に適合する場合

- (1) 地下連絡路の天井部分が直接外気に常時開放（地下連絡路の断面積以

上の開口に限る。) されているドライエリア形式又はこれと同等以上に火災の際の煙を有効に排出できる構造等であるもの

(2) (1)以外のもので、次のアからクまでに適合するもの

ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分という。）の特定主要構造部は、耐火構造であること。

イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態にあること。

ウ 地下連絡路は耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6 m以上であり、その幅員は6 m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部にスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。

オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

カ オの出入口の開口部の面積の合計は、一の建築物につき4 m²以下であること。

ただし、当該地下連絡路にスプリンクラー設備が設けられ、かつ、「通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1437号）」に適合する排煙設備（以下「特殊排煙設備」という。）が設けられている場合にあつては、この限りでない。

キ オの出入口には、特定防火設備（建基政令第112条第1項に規定する特定防火設備であるものに限る。）である防火戸（以下「特定防火戸」という。）で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

ただし、特殊排煙設備を設置する場合にあつては、くぐり戸（特定防火戸に限る。）を併設したシャッター（特定防火設備に限る。）とすることができる。

ク 特殊排煙設備を設けた地下連絡通路以外の地下連絡路には、1(3)ウ(イ)C bに定める排煙設備が設けられていること。ただし、スプリンクラー設備が設けられている場合はこの限りでない。

3 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次の(1)から(6)までに適合する場合

(1) 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもの

で2㎡以下のものに限る。)を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

- (2) 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及び下地材料は不燃材料であること。
 - (3) 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りでない。
 - (4) (1)の点検のための開口部(建築物内に設けられているものに限る。)には、防火戸(開口部の面積が2㎡以上のものにあっては、自動閉鎖装置付のものに限る。)が設けられていること。
 - (5) (1)の換気のための開口部が常時開放状態にあるものにあっては、防火ダンパーが設けられていること。
 - (6) 洞道の長さは洞道の幅員以上の長さであること。(告示7号)
- 4 建築物の庇(軒先を含む。以下同じ。)と建築物の庇が重なり合っている場合で、次の(1)から(3)までに適合する場合
- (1) 重なり合う庇と庇の高さが0.5m以上開放されていること。
 - (2) 庇の重なり幅は0.9m以下であること。
 - (3) 庇下部分の用途が通行の用途のみに供されるものであること。